

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和8年9月定例会
(2026年)

財政総務常任委員会記録

9月14日（月）

9月15日（火）

吹田市議会

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和8年9月定例会
(2026年)

財政総務常任委員会記録

会議日 9月14日(月)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和 8 年（2026年） 9 月14日（月）

開会 午後 3 時55分

散会 午後 3 時56分

○場 所

第 1 委員会室

○出席委員

委 員 長 竹 村 博 之

副 委 員 長 乾 詮

委 員 梶 川 文 代

委 員 久 保 直 子

委 員 山 根 建 人

委 員 江 口 礼 四 郎

委 員 浜 川 剛

委 員 泉 井 智 弘

○欠席委員

な し

○説明のため出席した者（部長級以上の職員及び発言した職員を記載）

〔税務部〕

部 長 中 村 大 介

○議会事務局出席職員

主 幹 水 落 康 介

主 査 奥 野 太 一

書 記 中 川 晃 希

○付議事件

議案第88号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

（署名又は押印）委員長

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(午後3時55分 開会)

○竹村博之委員長 ただいまから、財政総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

○

○竹村博之委員長 初めに、本委員会に付託されました議案の審査は、クラウド上などに掲載してあります審査案件のとおりですので、よろしくお願いします。

これより議事に入ります。

○

○竹村博之委員長 議案第88号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案第88号の提案説明については、省略することにしなくても御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ありませんので、そのように決定します。

次に、資料要求があれば受けることにします。

(発言なし)

○

○竹村博之委員長 なければ、以上で、本日の委員会を閉じたいと存じます。

次回は、9月15日(火曜日)午前10時に再開しますので、よろしくお願いします。

本日は、これにて散会します。

(午後3時56分 散会)

財政総務常任委員会審査案件

令和 8 年 9 月定例会
(2026 年)

1 税務部関係

議案第88号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和8年9月定例会
(2026年)

財政総務常任委員会記録

会議日 9月15日(火)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和8年（2026年）9月15日（火）

開会 午前10時

閉会 午前10時36分

○場 所

第1委員会室

○出席委員

委員長	竹村博之	副委員長	乾 詮
委員	梶川文代	委員	久保直子
委員	山根建人	委員	江口礼四郎
委員	浜川 剛	委員	泉井智弘

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者（部長級以上の職員及び発言した職員を記載）

〔税務部〕

部長	中村大介	資産税課長	伊藤和望
参事	徳野真大	市民税課主幹	亀野雄司
市民税課主幹	坂野奈々	資産税課主幹	矢野絵理佳
資産税課主査	妹尾圭祐	資産税課主査	武田由紀恵

〔福祉部〕

高齢福祉室長 竹本和倫

〔環境部〕

環境政策室参事 小山修平

○議会事務局出席職員

主幹	水落康介	主査	奥野太一
書記	中川晃希		

○付議事件

議案第88号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(署名又は押印) 委員長

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(午前10時 開会)

○**竹村博之委員長** ただいまから、財政総務常任委員会を再開し、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

○**竹村博之委員長** 議案第88号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

なお、本議案に関係する福祉部及び環境部の職員にも出席していただいておりますので、よろしくお願いします。

これより質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○**江口礼四郎委員** 市税条例の一部改正について、何点かお聞きしたいことがあるので、質問します。

まず、改正の一つ目、ひとり親控除額の引上げについて質問します。

今回の控除額の引上げは、物価高等を考えると、家庭にとってありがたいのかなとは思っているんですけど、この改正によってどれぐらいの世帯が恩恵を受けるとか、対象になっているのか、教えてもらえますか。

○**亀野雄司市民税課主幹** 令和7年度の課税を用いた試算となりますが、対象者数は約2,000人です。

○**江口礼四郎委員** 2,000人ということですね。税収の影響も計算されたりしてますか。

○**亀野雄司市民税課主幹** 税収への影響は約370万円の減収の要因となります。

○**江口礼四郎委員** 吹田市全体から見たら、そんな大きいと言われると、数字はこのような状況ですけど、それでも税収の減になるんで、そこも考慮した、今後の税収の収益だったりとか政策というのにはつなげていただきたいと思います。

次が、再生エネルギーに関する発電設備に対する特例の見直しということで、ペロブスカイト太陽電池、最近よく見るようにはなったんですけど、そんなに普及されていると言われると、まだそのようにも感じてはいませんでして、これが今、吹田市、どれだけのものを普及されているか、御存じであれば教えてください。

○**武田由紀恵資産税課主査** ペロブスカイト太陽電池

の普及がどれだけかという質問でございますが、ペロブスカイト太陽電池はまだ実証段階で、市場へ広く普及しておりませんで、税収の影響は限定的であると認識しております。

○**江口礼四郎委員** 市場に出回っていないんですね、ニュースばかり見て、詳しくそこまで把握しておりませんでした。

限定的であるということは、一般に普及していないということだなと思うんですけど、一方で、企業さんというんですか、業者さんのほうにはもう少しずつ普及はしているんですかね、情勢を教えてください。

○**武田由紀恵資産税課主査** 一部の企業で事業化が始まったところで、現段階ではやはり市場に出回っている段階ではないと認識しております。

○**江口礼四郎委員** では今後、太陽電池の活用が見込まれてくるのかなと思います。今のところ影響はないということですが、今後、2030年でしたかね、実施されていくということなので、そこを見据えて、こういった条例の設置になってくるのかと思うんですけど、2030年になったからすぐにそういった影響が大きく出てくるかはまだ思いませんが、先に設置することで、柔軟に早く対応できるかなと思いますので、動向を私も注意しておきますし、見ていただければと思いますし、情報も共有いただければと思います。

建築物のバリアフリー改修に対する減額措置の創設についても質問します。

今回、バリアフリー改修に関する特例として、対象が特別特定建築物ということなんですが、これは具体的にどういった建物か教えてください。

○**妹尾圭祐資産税課主査** バリアフリー法における特定建築物につきましては、不特定多数の者が、または主として高齢者・障がい者等が利用する建物として定義されておりまして、不特定多数の者が利用する建物といたしましては、店舗や飲食店、そういったものが該当いたします。

また高齢者や障がい者などが利用する建物としましては、老人ホームといった福祉施設などが該当いたします。

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○江口礼四郎委員 市内対象施設、どれぐらいあるかとかも把握されておりますか。

○妹尾圭祐資産税課主査 市内に一定数存在することは確かでございますけれども、正確な棟数については現時点では把握できておりません。

○江口礼四郎委員 テナントとかであれば、内容も変わったりとかすることもあると思うので、逐一把握というのは難しいのかなとは思いますが、現状もそのような状況だと思うんですけど、これ、税収にまた関わってくる部分です。こういった措置は特例措置として、政策の後押しみたいな使われ方というか、考え方にもなるのかなと思うんですけど、これを設置することでバリアフリーの改修の後押しになることも一定考えられまして、そういった面からの政策にもなるのかなと思って、微々たるものだと思うんですけど、バリアフリーの推進について、担当課の考えがあれば教えていただければと思います。

○竹本和倫高齢福祉室長 バリアフリーの推進については本市としても喜ばしいことであります。ただ、先ほど答弁がありましたように、バリアフリーの現状であったり、どこまでするのかという一定の規模、この辺が難しいところでございまして、バリアフリー法と高齢者の人数とかも増えてきていますので、一定そこは一般的な常識として集客を考えられているところなんかは、おのずと進めていかれるものと考えております。

○江口礼四郎委員 条例を設置することで、もともと考えられている中でさらに背中の後押しができて、生活する住民の皆さんが、ふだんの生活から少しでも苦勞のないように生活ができるようにという観点も踏まえて考えていきたいと思えます。この特例による税収の影響ってどれぐらいか考えられていますか。

○妹尾圭祐資産税課主査 こちらにつきましては、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物につきまして、現在、関係所管におきまして、補助等に係る要件整備をしている状況でございまして、現時点ですぐに適用となる資産はございません。

○江口礼四郎委員 分かりました。また、注視しておきます。また情報を共有いただければと思います。

私からは以上です。

○久保直子委員 今回、法律が改正されたことに伴い、市税条例を改正するものでありますが、まず、市民税、ひとり親控除額の引上げについて、また住宅のほうも期間延長ということなんですけれども、この背景を教えていただきたいと思えます。

○坂野奈々市民税課主幹 この背景には物価高騰の社会情勢があるということで聞いております。

○久保直子委員 物価高騰の影響があるということなんで、法律が改正されたということではあるんですが、先ほどの委員の質問にもありましたように、ひとり親控除額の引上げの対象人数が2,000人ということなんですけれども、このひとり親控除額の対象には、所得制限などが独り親家庭にもあるということで、全ての独り親が対象ではないと思うんですが、対象ではない独り親家庭は吹田市に何名おられるのでしょうか。

○坂野奈々市民税課主幹 対象とならない独り親家庭については、把握してございません。

○久保直子委員 独り親家庭に対してですけれども、どの独り親家庭も、皆さん、同じように大変な思いをされていて、そこに所得制限があるということは、これは仕方がないことかもしれませんが、物価高騰は全ての人に関わることであって、税務部として、そういったひとり親控除額の引上げ対象にならない方々に対しての何か配慮とか、そういった方への考えというのはお持ちでしょうか。

○徳野真大税務部参事 今回の控除額の拡大につきましては、地方税法にのっとったものになってございます。所得制限に関しては従来からの制度でもございますので、市として、住民税の地方税法にのっとった制度という範囲内で対応のほうをしておりますので、委員、御質問のような市独自の控除というのは現在、考えておりません。

○久保直子委員 今回、改正されたことというのは、対象の方に通知が行ったり、何かお知らせが届くようなものというのがあるのかどうか、市民税に対しても、固定資産税も都市計画税も、あとバリアフリーのことも、全て何かお知らせが行くのかどうかを教えてください。

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○**坂野奈々市民税課主幹** 個人住民税につきましては、令和9年度から改正になるものにつきましては、既にホームページ等で周知をさせていただいておりまして、また今後も市民税申告の案内文などに改正の内容を記載させていただいて、周知させていただく予定になっております。

○**矢野絵理佳資産税課主幹** 固定資産税、都市計画税につきましては、市民の方にはホームページや市報などでお知らせしていく予定となっております。

○**山根建人委員** ペロブスカイト太陽電池なんですけれども、これ、令和8年4月1日から、国としては施行されているということなんですけれども、4月以降、そういう工事をしたところ、先ほども、そんなにまだ出回っていないということでしたが、適用、もしあればされるんでしょうか。

○**武田由紀恵資産税課主査** 現時点で、市内の民間業者で設置できているものは確認できておりませんが、本特例に適用しているものが確認できた場合は、申告に基づき、課税標準の特例を適用させていただきます。

○**山根建人委員** 環境部にお尋ねしたいんですけども、これを設置するときに必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含むというのが、国の資料の中で示されているんですけれども、これ、どういう工事になるんですかね。既存の家とかにもし普及していつつけるとか、マンションとか、そういうところにつけられるものなんですか。資産税課が分かんの、そんな工事のこと。

○**伊藤和望資産税課長** ペロブスカイト太陽電池そのものは薄いフィルム状のものがあるかと思うんですけれども、その下地として、直接ぺたっと貼り付けるということはできないので、その下地の部分にも幾らかの台みたいなのを設置しなければいけないんですけれども、ペロブスカイト太陽電池そのものではなくて、その下地部分も含めて償却資産として申告いただいて、減額の対象になるというものでございます。

○**山根建人委員** それは、普通の家にもつけれるようになっていくということでもいいんですかね。

○**伊藤和望資産税課長** まだまだ先のことにはなるかとは思いますが、将来的にはそういう可能性もあるという、次世代の技術ということでございます。

○**山根建人委員** まだまだ先って、どれぐらいを想定してはるのか。

○**伊藤和望資産税課長** 新聞報道等によりますと、2030年代からというような報道がございます。

○**山根建人委員** まだまだ先、これから開発というか、実用化されていくということなんですけれども、公共施設なんかで先行してこういうのを利用した施設、これから建てるやつも含めて、既存の施設なんかもありますよね。そういうので先行してこういう普及啓発のためにも設置をしていこうという、そういう考えはあるんでしょうか。

○**武田由紀恵資産税課主査** 関係部局からは、現時点で導入について具体的な方針はないということを確認しております。

○**山根建人委員** 政府の資料見てたら、グリーンイノベーション基金、G I 基金の採択事業者の生産品に限るというふうに書いてるんですけど、これは事業者的には、市税審の資料を見させていただきますと、ガラス型とかフィルム型とかあるんですけど、積水化学工業とかパナソニックなんかが開発されているんですけれども、そういう事業者というのはどれぐらいあるんでしょうかね。

○**武田由紀恵資産税課主査** 現時点で確認できる企業は、先ほど言われました積水化学工業等含め7事業者ほど確認できております。

○**山根建人委員** あとですね、バリアフリー改修のことでお聞きしたいんですけど、先ほどもちょっと質問がありまして、店舗とか飲食店、老人ホームなんかが不特定かつ多数の者が利用するという、この特別特定建築物に当たるということなんですけれども、これも先ほど環境のところ、再生可能エネルギーのところ質問しましたが、これは4月1日から、政府としてはもう発令されているので、これもこれから改正ですけれども、4月1日以降から今までのやつで、もう先行してこういうバリアフリー工事をされている事業者なんかは対象になるという

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

ことでよろしいですかね。

○妹尾圭祐資産税課主査 バリアフリー改修工事が行われた改修特別特定建築物につきましては、現時点で補助等に係る要件の整備が整っておりませんので、補助事業ができておりませんので、現時点ではすぐに適用対象となるものはございません。

○山根建人委員 こっちの再生可能エネルギーのやつと、それとはまた別ということですね、その施行日というのは。分かりました。

○梶川文代委員 今回の市税条例一部改正の中の、先ほど来ちょっと質問にも出てますので、重複する部分はあるんですけど、全く国の地方税法改正に伴ってそれに従っているやつと、本市の独自の部分、独自判断が加わっているもの等があると思うんですけど、その中で国の税制改正にそのまま従っているんじゃないくて、市の独自の判断が加わっているポイントについて御説明ください。

○妹尾圭祐資産税課主査 本市独自の部分で申し上げますと、わがまち特例の条例改正に係る参酌割合の部分でございます。

従来、一律で定めていた税額の特例割合、こちらを条例で、市のほうで決めることができるということで、今回、国の示す参酌基準を本市の特例割合とすることで申し上げております。

○梶川文代委員 だけで、わがまち特例やねんな。いや、例えば、税制改正、一応国のほうである一定、地方行政で個別判断してくださいというような範囲があったと思うんです、参酌基準以外にも。その辺とかというのは全く研究というか、考えもしなかったのかなと思って。

それとプラス、政府の補助を受けてバリアフリー改修工事を行った場合とかというのもあるんですけど、補助も受けまして、税のいわゆる負担軽減の二つ、ダブルで恩恵を受けるところしかしないとかというの、これも市の判断なのかなと思ったり。

○妹尾圭祐資産税課主査 委員のおっしゃられる補助の部分につきましては地方税法で定められておりますので、市の裁量の余地というものはございませんので、今回につきましては左右できるところは参酌割合による特例の範囲のみになっております。

○梶川文代委員 わがまち特例というからには、結構耳触り的にはよくて、きらきらやねんけど、やっぱり市として、吹田市民である値打ちというのを示すのに、こういうところって大きい部分やとは思いますが、ちょっと悲しいなというところがあります。

主なメニュー的な形で示されているものであるがゆえなんですけど、もう少し市の独自のところがあつたらよかったなど。

何か検討とかはしたんですか。自分たちでこういうことはできひんかなみたいなんとか。もし、あつたらお答えもいただきたいんですが、なかったらいいとお答えいただいたらいいんですが、どうですか。

○矢野絵理佳資産税課主幹 今回の改正につきましては、地方税法の改正によるものでございますので、市独自の税というところは検討はしておりません。

○梶川文代委員 できるんです、やろうと思えば。それは今後の宿題と課題としてお願いしておきます。

○久保直子委員 ペロブスカイト太陽電池なんですけれども、国産であるというところは評価できるんですけども、これまでのシリコン型に比べて、何かデメリットというか課題だと感じているようなところは把握されておられますでしょうか。

○武田由紀恵資産税課主査 一般的に耐久性の低さ、有害物質である鉛の使用、大面積化と量産化技術がまだ未確立だと言われております。

○久保直子委員 軽量で柔軟という特徴を持ち、弱い光でも発電しやすく、これまで設置できなかった場所にも活用が可能な次世代型太陽電池というふうにも言われており、フィルム型とかガラス型とか、そういったものがあることは把握しているのですが、そういったマイナス面もあるということもしっかり注視してもらいながら、世界の脱炭素政策についても注目してもらって、学び続けていただきたいということが一つ要望でございます。

それから、先ほどの市民税のところ、ひとり親控除額の引上げのところもなんですけれども、まず、独り親家庭が本市で全体でどれくらいの世帯あるのかということの把握からしていただきたいということ、また困っている子とか、物価高騰策ということ

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

で、今回、市税改正をされるということでもありますので、そういったことも税務部さんとしてまず、把握していただきたいなということを思って要望しておきます。

○乾 諺副委員長 先ほど梶川委員の質問への答弁でも、このわがまち特例は国の制度の範囲内でやられているというような答弁だったと思うんですけど、2年前のマンション長寿命化促進税制のとき、これ、わがまち特例で国の参酌基準を上回る2分の1の固定資産税の減額を制度化されています。そのときには、なかなかマンションの大規模改修というのが進まないの、大規模改修を進めるために、特に吹田市はマンションに居住される方が4割以上いらっしゃるという、吹田市の特例も踏まえて、そのような参酌基準を拡大するというような制度化をされた。これは、今いろいろ各委員からの質問に対する答弁をお聞きしていると、まだまだ普及がこれからだからとか、対象施設が、建物がまだ少ないからとかいうような御答弁を終始されていたかと思うんですけど、これって、参酌基準をわがまち特例だから、わが町はもっとこれを進めるためにということで、都市計画部の際には参酌基準を2分の1に上げた。

じゃあ、今回、環境部、福祉部、今日の御答弁聞いていると、その辺りが、やる気の度合いが違いうことですか、いかがですか。

○竹本和倫高齢福祉室長 バリアフリー工事につきましては、固定資産税の減額措置、これ、参酌基準で今回御提案させていただいているんですけれども、なかなか福祉部としても、このバリアフリーの現状について把握が十分ではございませんので、そういった中で推し進める数値であったり、もしくは控える数値、どちらが正しいかというところはなかなか判断がつかないということで、今回の改正につきましては、参酌基準、国が一定示している内容で提案させていただくことが合理的と考えて、提案させていただいたものでございます。

○小山修平環境政策室参事 ペロブスカイトの太陽光発電設備につきましては、先ほどの税務部からの答弁にもありますとおり、まだまだ実証段階にございます。市内で環境部とやり取りする機会のある設備

の会社さんに聞かしても、その会社でも、まだ卸として仕入れることができない、そういった状況にございます。

そうした中で、まず、前提として国の定める減税の基準に定める改正と今回なっております。そこ以上に減額するだけの根拠というのが、我々としては今のところ、お示しすることができない、現時点では国の基準に従っておくと御説明をさせていただいているものです。

○乾 諺副委員長 決して、国の参酌基準どおりにすることを否定しているわけではないです。なかなか対象がない中で、参酌基準を高めて無理をすることの必要もないとは思っています。

ただ、今後の成り行き次第ですね。製品がより普及してくるとか、対象施設が、今後、よりバリアフリー化を図っていくとか、そういう際には、この税制についても一定の見直しとか、そういうことも進められる必要もあるかと思しますので、しっかりと今後の様子を見極めながら、市として無理をしない程度に考えていただきたいというのが、前回のわがまち特例で委員会の中で私たちが反対意見を、反対とさせてもらった経緯でもありますので、今回、やる気とか本気度が違うじゃなくて、国の制度の範囲内で、今、この時勢に合わせて、社会情勢等を考えた結果、こういう制度の範囲内に吹田市としては税制改正をされているということ、そういうことについての理解をしましたので、より、これからさらにわがまち特例、普及するように進めていただくようお願いしておきます。

○竹村博之委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第88号に対する質疑は終了します。

続いて討論を行います。

意見を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第88号を採決します。

議案第88号を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり承認されました。

○**竹村博之委員長** 以上で、財政総務常任委員会を閉会します。

（午前10時36分 閉会）